

事あり、後々の日記などには、かへつて輿といへる事希なり。○中 この書ども略記、村上天皇御記、扶桑小右記、北山記に、鳳輿とも鳳輦とも相まじへていへり、鳳輿は車輪なくして實は輿なるが故、かくかけるにて、當時のことばには、熟字のまゝに、鳳輦といひなれたることばのまゝなり、この詞、後世までもつたはりて、いまもたゞ鳳輦、葱花輦とのみいふなり、三代實錄に輦といへる事もあり、それはた輦は名稱にて、その物輿なる故、かくもいひけん、この文下に引けり、又日本紀略○天長二年、荷前使發遣于行幸の處に、鳳輦とあり、この文字、慥なるものにはこゝにはじめていづ。○中 荷前の發遣は、宮中行幸にて、腰輿を供奉する例なれば、心得ず、文飾に過ぎたるなるべし。

〔古今要覽稿 器財〕輿

輿を武家にて用ひしは、文治二年十一月十二日、鎌倉右幕下○源の若君、頼朝の五歳なり、鶴岡八幡宮へ参られし時、乗られしをはじめといふべし。東記 なゝしそのころ、いまだ輿に付てのさだめなかりしにや、三浦大介義明、衣笠の戦やぶれて落行時、輿にのり、源平盛衰記 北條時政の六代御前を捕て關東へ下る時も、輿にのせたると、伊豫守義經の車に乗たるを、右幕下の花飾なりといかられしを同 合せ考ふるに、武士の車にのることはならざりしと聞ゆれども、輿はさもなかりしなるべし。その後、延文三年十二月廿二日、足利宰相中將義詮卿、征夷大將軍に任せられて參内ありし時、義詮卿は車を用られ、舍弟の左馬頭基氏、及び管領左兵衛督義繩は輿にのれり、その他はことく騎馬なり。軍宣下記 將軍、永和元年三月廿七日、鹿苑院將軍、義滿 石清水社參の時、御所より東寺まで車、東寺より四方輿を用ひられし。御元服記 を以て考ふれば、車と輿との輕重、また玄られたり、今川貞世は等持院將軍足利尊氏 より、寶篋院足利義詮 鹿苑院の兩代まで現存せし人なり、その書における書に、輿に付ての禮式、くはしく玄るしたれども、乗人のきためはみえず、たゞし今川は、足利家の一族にて、重き人なれば、末々の人の上には及ばざりしにや、そののち三職、及び御相伴衆、